

○財務省告示第百五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年五月十六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 範 場 特 の う
額 を 囲 別 ち
割 内 参 募 ち
り にお 者 額 募
当 いて 各 順 額 募
て 各 の 次 格 額 募
る 。 申 割 の 高 額 募
。 各 割 の 高 額 募
申 応 り い 額 募

発 別 に ご
行 参 よ と
「 加 る に
と 者 発 応
い ・ 行 募
う 第 (限
。 II 以 度
非 一 額
格 国 定
競 争 市 る
入 場 も
札 特 の

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

に 規 万 額 た 条 特 六 つ 定 う 額
つ 定 円 で 利 第 別 十 六 い に ち
い に 、 七 付 一 会 六 て 基 、 金
て 基 同 百 国 項 計 億 は づ 財 額
は づ 法 三 債 の に 規 関 七 、 き 政 五
、 き 第 十 に 規 定 す 三 額 面 行 第 千 六
額 発 六 一 つ 定 る 法 十 八 額 た 条 百 六
面 行 十 億 い に 基 律 第 五 万 千 四 債 の 規
金 し 二 五 て 基 づ 第 四 十 四 債 の 規
額 た 条 三 、 き 発 行 十 六 、 百
で 付 一 百 額 面 行 十 六 、 百
二 千 国 項 六 十 金 し 六 、 百

十 十
イ 一
発

ロ

十 十
三 二

十 十
四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初
期
利
子

平 成 三 十 年 五 月 十 六 日
す 成 三 十 年 五 月 十 六 日
一 額 銭 額 平 成 三 十 年 五 月 十 六 日
額 面 金 額 百 円 三 十
に つ き 百 一 円 三 十
の 募 価 格
に つ き 百 一 円 三 十

年 ○ ・ パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 受 け 取 者 は
払 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 込 む も の と す

$$\text{償 還 金 額 の 総 額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{57}{365}$$

平 成 三 十 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 次 算 式 に よ り 支 払 期
金 額 を 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 たり 支 払 期
の 翌 営 業 日 に 支 払 期
次 号 及 び 第 十 六 号 に お いて 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成三十年五月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成六十三年三月二十日	る利息を支払う。
				いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお
					毎年三月二十日及び九月二十